

文京区特別区税条例（昭和三十九年十二月文京区条例第四十四号）

（寄附金税額控除）

第十九条の二 所得割の納税義務者が、前年中に法第三百十四条の七第一項第一号及び第二号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金のうち規則で定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第二項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- 一 所得税法第七十八条第二項第二号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- 二 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百七条第一号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- 三 所得税法施行令第二百七条第一号の二に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- 四 所得税法施行令第二百七条第二号に規定する法人に対する寄附金（法第三百十四条の七第一項第二号に掲げるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- 五 所得税法施行令第二百七条第三号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十五号）附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第二百七条第一項第二号及び第三号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- 六 所得税法施行令第二百七条第四号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- 七 所得税法施行令第二百七条第五号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第三百十四条の七第一項第二号に掲げるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- 八 所得税法施行令第二百七条第六号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- 九 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第二項に規定

する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

- 2 前項の特例控除額は、法第三百十四条の七第十一項(法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。